

## 市民ギャラリー使用の手引き（別紙）

### 市民ギャラリー利用時の電源使用について

下記のとおり取り扱うこととします。

- 1 電源を使用する機器については、申請書の「使用者持込の設備」に必ず記載してください。（機器の種別（名称）及びワット数は必須です）  
なお、発火・発熱及び調理等を目的とする機器並びに音響機器の使用はできません。
- 2 電源使用については、合計1,000ワット以内とします。
- 3 使用するコンセントについては、ギャラリー内のコンセントを使用することとし、電源コード等がギャラリーの東西や通路を横切らないように機器を配置してください。  
なお、電源コード等の固定のために、テープ類は使用しないでください。
- 4 各使用日のギャラリー使用終了時以降、翌日の市民ギャラリー開放時間までは、必ず使用機器の電源プラグを抜いてください。
- 5 使用する機器については、転倒等の無いよう設置してください。
- 6 使用する機器の盗難・破損等については、市は一切の責任を負いません。
- 7 電源を使用する機器を使用している間は、必ずギャラリー使用者がギャラリーに常駐するようにしてください。
- 8 使用料について  
無償とします。

#### 使用できる機器の例

- ・テレビ（モニター）、パソコン、LED照明等

#### 使用できない機器の例

- ・湯沸しポット、ホットプレート、ハロゲンヒーター、白熱灯、スピーカー等
- 上記は例です。不明な場合は、管財課にご確認ください。